**○農林水産省告示第千五百七十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山五〇三の一〇、五〇三の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千五百七十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡立科町大字山部字新城峰六三一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び立科町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内中谷一一四八の一三五、一一四八の一三六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千五百七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字大清水二九八七の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する）

**○農林水産省告示第千五百七十五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

表社団法人佐久広域食肉公社（昭和五十七年八月二十七日に社団法人佐久広域食肉公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人佐久広域食肉公社（昭和五十七年八月二十七日に社団法人佐久広域食肉公社という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人佐久広域食肉公社」に改める。

**○農林水産省告示第千五百七十六号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月十日

農林水産大臣　西川　公也

表北海道の項中「ラクレン農業協同組合連合会」を「サツラク農業協同組合」に改める。

**○経済産業省告示第二百十九号**

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十一月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

| 名称 | 変更前後別 | 事業所の所在地 |
|---|---|---|
| 一般社団法人イーアールアイ検査機構 | 前 | 東京都千代田区内神田三丁目四番七号 |
| | 後 | 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号 |

**○国土交通省告示第千七十五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び海洋汚染防止法第十九条の四十六において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年十一月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　Marine Technology & Engineering Services, Southampton, Lloyd's Register EMEA (Europe, Middle East and Africa)の変更

㈠　事務所の所在地の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | Mountbatten House, 1 Grosvenor Square, Southampton, SO15 2JU, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND |
| 変更後 | Global Technology Centre, Southampton Boldrewood Innovation Campus, Burgess Road, Southampton, SO16 7QF, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND |

㈡　変更年月日　平成二十六年十月二十日

**○中国地方整備局告示第百八十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 鳥取市気高町八束水字鶴木谷七五五番一から鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開一八二番一まで | 前 | 九・六〇～一六・〇〇メートル | 一八・三五五キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | A　一二・四〇～三五・〇〇メートル<br>B　九・六〇～一六・〇〇メートル<br>一二・四〇～三五・〇〇メートル | 一六・四七五キロメートル<br>一八・三五五キロメートル<br>一六・四七五キロメートル | |

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所